

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）
——社会保険給付額の引き下げに関する憲法判断——

斎 藤 孝

Die Rechtswirkung des “Sozialversicherungsanspruchs” (I)

Takashi Saito

Zusammenfassung

Wir Japaner fürchten vor der finanziellen Schwierigkeit bei Ausgaben für Sozialversicherung, vor allem zu Beginn des 21. Jahrhunderts. Jetzt bedarf also der Strukturreform der Sozialversicherung (Krankenversicherung, Unfallversicherung, Rentenversicherung und Arbeitslosenversicherung usw.), zum Beispiel die Steigerung der Versicherungsbeitrag, der Abbau der Versicherungsleistung oder, im Zusammenhang mit Rentenversicherung, die Anhebung der Altersgrenzen bei Rentenbezug usw.

In diesem Beitrag wird die Rechtswirkung des “Sozialversicherungsanspruchs”, mit andern Worten, der Prüfungsmaßstab für die Verfassungsmäßigkeit von der Abbau der Sozialversicherungsleistung, untersucht. Hierfür hat ich die Literaturen und die Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts in der Bundesrepublik Deutschland behandelt.

In (I) wird vor allem das Verhältnis zwischen Sozialversicherungsanspruch und Gestaltungsfreiheit des Gesetzgebers, und die Grenzen dieser Gestaltungsfreiheit, zum Beispiel “Existenzminimum”, “Eigenleistung” und “Existenzsicherung”, untersucht.

Annahme, den, 30, Apr. 1996.

Schlüsselwort : Sozialversicherungsanspruch, Gestaltungsfreiheit oder Disposition des Gesetzgebers, Existenzminimum, Sozialhilfe, Eigenleistung,

Existenzsicherung.

はじめに

第一章 社会保険給付請求権と立法裁量

- (一) 学説
- (二) 判例

第二章 立法裁量と限界画定

第一節 立法裁量の限界に関する考察

- (一) 「最低限度の生活」
- (二) 「拠出（自己給付）」
- (三) 「生活保障」
- (四) 小結（以上、本集）

第二節 立法裁量の限界画定の考察

第三章 経過措置および補償

第一節 経過措置

第二節 補 償

おわりに

はじめに

21世紀を迎えようとする今、わが国は、65歳以上の高齢者が増加するのに反し現役労働者が減少するといった傾向に見舞われている。このため、将来社会保障費が逼迫するのではないかと懸念され、もしかすると社会保険給付（年金など）の引き下げが現実となるかもしれない。しかし、このような引き下げについて、憲法解釈上、どのように考えるべきかについて議論がなされているとはいえない。このことにかんがみて、これまで、社会保険の引き下げについて考える場合、生活保護のそれと同様に憲法25条の問題として考えることができるのか、それとも別の考え方が必要なのかについて検討してきた。とりわけ社会保険給付額の引き下げに対抗する憲法解釈理論すなわち「社会保険給付請求権」論について、ドイツの学説と判例を明らかにしつつ検討した。そこでは「社会保険給付請求権」とは、「生存権」、「所有権」、「信頼保護原理」のそれぞれの法的性格を有するものであり、しかもこれらの性格を競合的にもつことを明らかにした⁽¹⁾。また、ドイツの連邦憲法裁判所は、立法府による社会保険給付（年金、健康保険、失業保険など）の具体的な引き下げ措置に対していかなる態度を示しているかについても明らかにした⁽²⁾。

本稿では、これまで検討の対象にしてきた「社会保険給付請求権」がもつ法的作用、すな

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

わちこの請求権が立法府による社会保険給付の引き下げ措置に対しても法的作用——阻止的効果と言い換えてよい——について、ドイツの学説と判例を手がかりに考えていきたい。

以下、第一章では「社会保険給付請求権」と立法裁量の関係について、第二章では立法裁量によるその「社会保険給付請求権」の限界の画定について、そして第三章では経過措置および補償について明らかにし検討したい。

(1) 斎藤孝「社会保険給付額の引き下げに関する憲法問題」法学新報98巻5・6号（1992年3月）97頁以下参照。ちなみに補足すると、「社会保険給付請求権」とは、自己が支払った保険料の返還を請求できることではない。「国民年金掛金返還請求事件」1994（平成元）年6月23日京都地裁判決（判例タイムズ710号140頁以下）参照。

(2) 芦沢宏生・斎藤孝「福祉政策と年金の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——」実践女子大学文学部紀要37集（1995年3月）35頁以下、斎藤孝「福祉政策と健康保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——」聖徳学園岐阜教育大学紀要30集（1995年9月）269頁以下、斎藤孝「福祉政策と失業保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——」聖徳学園岐阜教育大学紀要31集（1996年2月）165頁以下参照。なお災害保険（Unfallversicherung）の引き下げについては、後日、検討する素材を提供したい。

第一章　社会保険給付請求権と立法裁量

本章では、「社会保険給付請求権」が憲法上の権利であるとしても、それは絶対的な権利として、立法府の裁量（形成の自由）を排除するのか、あるいは、立法府の裁量によりいかようにも制約されてしまうのかについてまず検討したい。

一般に、生存権をはじめとして社会権は、自由権のような、侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる絶対的でかつ不可侵の権利ではなく、国によるなんらかの立法措置のもとに成り立つことのできる権利と考えられている⁽¹⁾。ちなみに支配的な見解によると、「健康で文化的な最低限度の生活」を積極的に侵害する法令を制定したり、あるいはすでに立法化されている生活保護制度を廃止または停止したりすることは憲法上許されない⁽²⁾。このかぎりにおいて、すなわち国の立法措置を求めることが前提としないかぎりにおいて、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（生活保護の対象となる）とは、ある意味において絶対的なものもある。しかし、このような生活水準を上まわる保障（社会保険の対象となる）についても同様に絶対的な保障が——部分的にであれ——なされるのかどうかについて、わが国の学説が明らかにしているとはいえない。そこで本稿においては、この後者の法的効果について検討しつつ明らかにしたい⁽³⁾。

まず、ドイツにおける主要な学説と判例を手がかりに、「生活保護（社会的扶助）」による保障水準を超える生活水準を求める「社会保険給付請求権」による保障について考えてみたい。

(一) 学 説

まず、「社会保険給付請求権」は立法府による社会保険給付の引き下げに対しいかなる法的効果を有するのかについて学説はどのような態度を示しているのか。H・シュナイダーによると「社会保険法の永続的な運用は、多くの要素の発展に依存するその事柄の特質にまかされる。連邦憲法裁判所は、そのために、立法府に原則的に広い形成の自由を認める。裁判所が右手で与えたもの——所有権保障——を、裁判所は、他方の手で統制しなければならないのである。したがって立法府の形成の自由は、とりわけ、制度の機能能力および給付能力を維持し、変化する経済的条件に適応するに有効な規定すべてについて存する。『そのかぎりにおいて、基本法14条1項2文は、年金請求権および年金期待権を制限する権能をもまた包括する。すなわち、この制限が公共の福祉の目的に有効でかつ比例原則に適合するかぎり、立法府は、給付を削減し、請求権および期待権の範囲を制限することが原則的に禁止されない』⁽⁴⁾」のである。このように立法府には裁量（形成の自由）があり、「社会保険給付請求権」は絶対的なものとはいはず制約をうけるのである。

このような見解に対しては、たしかに、H-J・パピアのように、その制約のために憲法上正当な侵害の事由が存し、とくにまた「過度の禁止（übermaßverbot）」という要請などが維持されるかぎりとの条件を指摘する見解もある⁽⁵⁾。しかし、H・シュナイダーのような見解は、そのほかの諸学説、たとえばW・ベッケンによると「年金保険法上の地位の内容と限界を画定することをかんがみると、〔年金請求権の保護は〕立法府の原則的に広い形成の自由にもとづかなければならない。とりわけ、立法府は、基本法14条2項の範囲内において年金請求権および年金期待権をつぎのような規定により制限することができる。すなわち『法定年金保険制度の機能能力および給付能力をすべての人のために維持・改革し、または変化する経済的条件に適応する』に有効な規定である⁽⁶⁾」、またF・オッセンビュールによると「〔年金保険法上の〕法的地位が基本法14条による憲法上の所有権保障に含まれることが確認されるとても、その法的地位が通常の立法府の自由裁量（Disposition）を回避することになると説かれることは決してない。反対に、基本法14条1項2文は所有権の『内容』および『限界』は『法律により定め』られると明規している⁽⁷⁾」、さらにR・シュトーバーによると「学説上、社会保険にもとづく権利が所有権保障を享受することができると、長い間原理的に承認されてきた。…〔しかし〕つぎのことが正当にも指摘される。すなわち、変化する社会的条件に社会権的地位が適合することは、法律により規定された給付に厳密に固執することを禁止すること、ならびに、立法府による改革の可能性はつねに社会権の継続的発展のために残されなければならないこと、である⁽⁸⁾」と説かれるように、一致して認められている。

(二) 判 例

つぎに判例は「社会保険給付請求権」がもつとされる阻止的効果についてどのような態度を示しているのか。判例もまた、学説と同様の態度を示している。いわゆる「年金調整判決」

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

によると、「年金保険法上の地位は、諸々の保護作用をもたらす。この作用とは、所有権保障の任務であるところのものである。同時にその地位は、基本法14条により保障される所有権の本質構成的なメルクマールを示す⁽⁹⁾」。「年金保険法上の地位の内容と限界を画定するにおいて、立法府には原則的に広い形成の自由が帰属する。このことは、とくに、法定年金保険制度の機能能力と給付能力をすべての人のために維持・改革し、または変化する経済的条件に適応するに有効な規定についていえる。そのかぎりにおいて、基本法14条1項2文は年金請求権および年金期待権を制限する権限を包括する。すなわち、この制限が公共の福祉のために有効でありかつ比例原則に対応するかぎり、給付を削減し、請求権または期待権の範囲を縮小し、あるいはこれらを変更することは、立法府にとって原則的に禁止されていない⁽¹⁰⁾」。

このような態度は、それ以後においても受け継がれている。すなわち、年金に関する別の判決によると「保険関係の基礎になる条件が変わらないことは、私的保険と異なり最初から純粹な保険原理ではなく本質的に連帯および社会的調整の思想にもとづく年金保険関係に矛盾する。ゆえに、立法府には、現在の年金期待権に干渉するためにも形成の自由がある。そのかぎりで、それにもかかわらず、まさにこの侵害を正当化する理由が生ずることが重要である。そのような理由は、つぎのような規定において存する。すなわち法定年金保険制度の機能能力および給付能力をすべての人のために維持・改革し、または変化する経済的条件に適応するに有効な規定である⁽¹¹⁾」。また健康保険に関する判決によると「これらの原則は、社会保険の領域において特別の意義をもつ。とくに年金保険において、被保険者の長期の保険料支払い義務は、まさに非常に多くの給付を後にもたらす。ゆえに、年金保険法において、法律上の給付規定が存続することへの特別の信頼が基礎づけられる。一方、立法府はまさに年金保険の領域において公共の福祉の理由からさらにまた変化する必要条件に対応する新規定を定めることができなければならない。そのさい、立法府は、社会政策的な変化とそれと結びつく変化する利害状況、とりわけすべての被保険者の連帯共同体の負担能力を考慮しなければならない⁽¹²⁾」。さらに失業保険に関する判決によると「それにもかかわらず、審査の対象である規範が憲法に適合しないことは、基本法14条により保障される法的地位への侵害からのみ生ずるのではない。所有権保障による保護の具体的な射程は、まず、所有権の内容と限界を画定することから明らかになる。なおその画定は、基本法14条1項2文により立法府の仕事である。連邦憲法裁判所は、年金保険法上の地位における内容と限界を画定することについて、立法府に原則的に広い形成のための可能性が帰属することを判示した。このことは、とくに、法定年金保険制度の機能能力と給付能力をすべての人のために維持・改革し、または変化する経済的関係に適応するに有効な規定についていえる⁽¹³⁾」というようにである。

以上のように学説および判例を見ても明らかなように、ドイツでは、生活保護よりも高い

生活水準を要求する「社会保険給付請求権」は、絶対的なものではなく、立法府の裁量（形成の自由）との関係において、制約を——全面的ではないとしても——うけるとされる。このことはわが国についてもいえよう。社会保険もまた生活保護と同様に国の財政に依存することから、その制約は——生活保護のそれとは異なるとはいへ——避けられないといえる。

注

- (1) 橋本公亘『日本国憲法〔改訂版〕』(1990年) 387頁以下、佐藤幸治『憲法〔第3版〕』(1995年) 619頁以下、長尾一紘『日本国憲法〔新版〕』(1995年) 262頁以下、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈 日本国憲法 上巻』(1991年) 568頁など参照。
 - (2) 橋本公亘・前掲書393頁、佐藤幸治・前掲書620頁以下、長尾一紘・前掲書272頁以下、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂・前掲書571頁以下参照。このような法的效果については、一般に、「生存権の自由権的效果（側面）」として論じられている。山下健次「生存権規定の『自由権的效果』」立命館法学116・117・118号（1975年）48頁以下参照。
- 最高裁判所の判例においても、このような法的效果についてはつぎのように確認されている。「ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれない」（「朝日訴訟」最大判1967（昭42）年5月24日、判例時報481号10頁）。
- また、「生存権の自由権的效果」について最高裁判所は触れなかったが、下級裁判所はつぎのように判断する。「ただ、現実の生活条件を無視して右課税最低限を著しく低い額に定める等裁量権の限界を越えた場合または裁量権を濫用した場合には違憲な行為として司法審査の対象となることを免れないと解するのが相当である」（「総評サラリーマン税金訴訟」東京高判1982（昭57）年12月6日、判例時報1062号28頁）。
- (3) ちなみに生存権保障の違憲審査基準に関連させて、中村睦男教授はつぎのようについている。「人間としてのぎりぎりの『最低限度の生活』の保障と、より快適な生活の保障を分け、両者の間に立法府の裁量の幅の広狭の差を認め、後者に『明白性の原則』を適用し、前者にはより厳格な審査基準を適用するのは妥当な解釈方法である」（樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂・前掲書588頁）。さらに岩間昭道「生存権訴訟における『厳格な審査』」『〔芦部信喜先生古稀祝賀〕現代立憲主義の展開 上』(1993年9月) 所収745頁以下参照。
 - (4) Hans Schneider, Der verfassungsrechtliche Schutz von Renten der Sozialversicherung, 1980, S.27.
 - (5) Vgl., Maunz/Dürig/Herzog/Scholz/Lerche/Papier/Randelzhofer/Schmidt-Aßmann, Grundgesetz, 1994, Art.14, Rdnr.138.
 - (6) Winfried Boecken, Der verfassungsrechtliche Schutz von Altersrentenansprüchen und -anwartschaften in Italien und in der Bundesrepublik Deutschland sowie deren Schutz im Rahmen der Europäischen Menschenrechtskonvention, 1987, S.75.
 - (7) Fritz Ossenbühl, Der Eigentumsschutz sozialrechtlicher Positionen der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts, in : Festschrift für Wolfgang Zeidler, (hrsg.) Walter Fürst, Roman Herzog und Dieter C. Unbach, Bd.1, 1987, S.636.
 - (8) Rolf Stober, Möglichkeiten der Fortentwicklung des Rechts der Sozialen Sicherheit zwischen

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

Anpassungzwang und Bestandsschutz, in : DVBl 1984, S.861.

- (9) BVerfGE.53,257 [290].
- (10) BVerfGE.53,257 [293].
- (11) BVerfGE.58,81 [110].
- (12) BVerfGE.69,272 [309].
- (13) BVerfGE.74,203 [214].

第二章 立法裁量と限界画定

前章では「社会保険給付請求権」は絶対的なものでなく、立法府の裁量（立法府の形成の自由）によるなんらかの制約に服することを明らかにした。つぎに明らかにしなければならないことは、この立法裁量の限界はどこか、またこの限界はどのようにして画定されるのかということである。前者については、すでにその検討の素材を提供した⁽¹⁾。それは今後の研究の課題とし、本章では、立法裁量の限界を画定する手法について考えてみたい。以下、第一節において立法裁量の限界に関し、第二節において立法裁量の限界画定の手法に関し考える。

第一節 立法裁量の限界に関する考察

本節においては、立法裁量の限界を画定する手法について考察するための前提として、その限界——立法府の裁量といえども、「社会保険給付請求権」を制約することのできない、つまり、社会保険給付額をこれ以上引き下げる事のできない（絶対的な）限界——について考えたい。この点については、「最低限度の生活」、「拠出（自己給付）」、「生活保障」の視点が問題となる。

（一）「最低限度の生活」

まず、立法裁量の限界——とくに絶対的な限界——について考える場合には、いわゆる「最低限度（ミニマム）の生活」の視点が重要である。この「最低限度の生活」とは、日本国憲法25条の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」と同じものと考えてよい。

（a）「社会国家」と「最低限度の生活」

学 説

基本法20条1項が「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦共和国である⁽²⁾」と規定することからも、ドイツが「社会国家」を目的とするることは周知のことである。F・E・シュナップによると「社会国家条項の形成的課題は、社会的不均等の解消、社会的かつ経済的弱者の保護、もしくは——法治国家により考察されるが——自由の発展のための生活上の前提の創設に向けられる⁽³⁾」。また代表的なコンメンタールによると「国家は、身体的または精神的障害のゆえにその個人的および社会的成长(Entfaltung)を妨げられ、みずから生活を維持することのできない国民のために、『人間に値する生存(Dasein) のための最低条件をいかな

る場合にも保障し』なければならない⁽⁴⁾。国家は、人格の自由の発展、人間の尊厳を実現するに必要な最低限度の生活水準を保障する義務があるのである。

さらにR-U・シュレンカーによると「憲法上確定したと思えることは、ひと目みて、最低限度の生活 (Existenzminimum) の保障である。基本法1条および2条2項ならびに社会國家原理は、一般的な見解によると、緊急状況において個人を扶助する必要があるときの国家の開始義務を保障する。そして国民に、対応する、憲法直接的な、訴求しうる給付請求権を与える⁽⁵⁾」。

判 例

つぎに判例の立場をみる。ちなみに遺児年金に関する判決によると「たしかに、扶助を必要とする者のための生活保護 (Fürsorge) は、社会國家の自明な義務のひとつである。この保護には、身体的または精神的障害のゆえにその個人的および社会的成長を妨げられ、みずから生活を維持することのできない国民のための社会的扶助 (soziale Hilfe) が必然的に含まれる。国家共同体は、人間に値する生存のための最低条件を彼らに保障しなければならない。さらにこのことのほかに、できる限り彼らを社会に組み入れることや、家族によるまたは第三者による相当な保護 (Betreuung) を促進させること、不可欠な扶助制度を創設することなどの努力をしなければならない⁽⁶⁾」。

また児童手当に関する判決によると「憲法的評価の出発点であるのは、国家は、その収入が人間に値する生存のための最低条件を作るために必要であるかぎり、納税義務者の収入に税を課してはならないという原則である。この憲法的要請は、基本法20条1項の社会國家原則と関連する基本法1条1項から生ずる。国家は、この憲法规範にもとづき、資力のない国民のために必要なときには社会的給付によりこの最低条件を保障することを義務づけられる。と同様に、国家は、国民がみずから得た収入をこの額——以下において最低限度の生活と特徴づけられる——におよぶまで奪ってはならない⁽⁷⁾」。

このように学説・判例から明らかなように、「社会國家〔原理〕」は、人間に値する生存のための「最低限度の生活」を国民に保障することを目的にする。

(b) 「最低限度の生活」と「社会保険給付請求権」

それではその「社会國家」が保障する「最低限度の生活」は、「社会保険給付請求権」が求める保障の領域であるのか。つぎに学説と判例から明らかにしたい。

学 説

この点について学説はどのように主張するか。社会保険について代表的な学説であるG・ヴァンナガートによると「社会保険は、……生計能力を害し（および死亡し）ならびに失業したときのための、多くの働く国民の保険である⁽⁸⁾」。またR-U・シュレンカーによると「人間の尊厳命題と社会國家原理、基本法2条2項により憲法上保障される最低限度の生活は、判例および支配的学説によると、衣食住を含めた物質的な生活の維持 (Existenzhaltung)，

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

ゆえに基本的には、連邦社会扶助法第二節の意味における生活の維持 (Lebensunterhalt) のための扶助に限定され⁽⁹⁾、「絶対に必要な最低限度の生活は、今日の社会扶助 (Sozialhilfe) に対応するものである⁽¹⁰⁾」。

さらに、J・シュピングナルケによると「社会保険は、本質的にふたつの任務をもつ制度であると定義されうる。ひとつは、労働者およびその家族が不安定な生活 (Wechselfälle des Lebens)，およびその経済的かつ社会的地位の危機から守られること、もうひとつは、病気や事故のさいに健康を維持および回復するに不可欠な医療上の給付、ならびに労働能力の一時的または継続的な減少や、老齢・死亡のさいの収入の減損を埋め合わせるために必要な金銭上の給付がなされることである⁽¹¹⁾」。

「最低限度の生活」は、社会扶助の保障対象であり、いっぽう「社会保険」は、現在の生活水準を対象とするといえる⁽¹²⁾。

判 例

つぎに、「最低限度の生活」と「社会保険給付請求権」の関係について判例はどのようにみているのか。すでに述べたことから明らかなように、人間に値する生存すわなち「最低限度の生活」の保障は、社会保障のひとつの分野である「社会扶助」(連邦社会扶助法)が対象とするものである。ちなみに、前記の遺児年金に関する判決においては「満25歳でみずから生計を維持できないほどに身体的または精神的に重度の障害をもつ遺児は、すべての遺児の全体数に照らして類型的な事例を形成するものでないことから、立法府は、社会保険の範囲内においてこのグループを配慮しなくてよかつた。その理由は、とりわけ、そのグループについては別の国家的扶助 (Hilfen) が対象とするからである⁽¹³⁾」との記述があるが、ドイツにおいては、社会扶助と社会保険とは次元を異にすることがうかがえる。また未成年者である重度身体障害者の介護に関する判決においては、もちろんこの事例では社会扶助が問題となっているが、「判決および行政決定は、明らかに異議申立人の尊厳(基本法1条1項)にも、生命および身体の不可侵への権利(基本法1条1項1文)にも抵触しない⁽¹⁴⁾」と述べられている。「人間の尊厳」や「最低限度の生活」などの保障は、社会扶助が対象とするものであることが読み取れる。

いっぽう、社会保険（「社会保険給付請求権」）について争われている事例、たとえば、以下の（三）においても取り上げる健康保険に関する判決はつぎのようにいう。「社会保険法上の地位の所有権保障のための構成的特徴は、最後に、それが権利者の生活保障に役立つよう画定されることである⁽¹⁵⁾」。「社会保険法上の地位は、つぎの場合、大多数の国民のためにその生活保障 (Daseinssicherung) の重要な基盤であるといえる。すなわち、とりわけ、長期に亘って保障される重要な給付が、被保険者がその給付を自己の生活上の保護のために考慮することができるよう確定された場合である⁽¹⁶⁾」。

また年金保険に関する判決によると「生計手当て (Unterhaltsgeld) および一時手当て

(bergangsgeld)は、権利者の生活保障に役立つものである。生計手当ておよび一時手当てにおいては、賃金に関連する保険給付が論じられる。……ふたつの給付は、まさに、法律上の具体的な形態によると、賃金代償的性格をもつものである⁽¹⁷⁾。社会保険とは、年金、医療、失業手当てなどを保障する性格・任務からして明らかのように、各人の現在の生活水準を保障するものである。

このように学説と判例をみても明らかなように、「最低限度の生活」の保障は、「社会扶助（生活保護）」の問題であり、社会保険（「社会保険給付請求権」）が目的とする「生活保障」ではない。社会保険は、その構造上、「最低限度の生活」を前提としつつそれよりも高いレベルの保障を目的とするものである。

よって以上のことからかんがみると、「社会保険給付請求権」の内容を、生活保護のための「最低限度の生活」水準と同等の水準まで制約する——前者の給付額を後者の水準にまで引き下げる——ことは、立法裁量によっても許されないことがまず明らかになろう。この「最低限度の生活」の水準は、立法裁量にとって絶対的な限界のひとつであると考えることができる。

（二）「拠出（自己給付）」

つぎに、立法裁量の限界——とくに絶対的な限界——を考える視点として「拠出」が重要である。すでに「社会保険給付請求権」の法的性格の一要素として「所有権保障の要請」を指摘したように⁽¹⁸⁾、この「拠出」が重要なのは、社会保険それ自体の特質からもいえる。まず社会保険における「拠出」の位置づけについて、学説・判例のいうところからみたい。

（a）社会保険における「拠出」の位置づけ

学 説

代表的な学説であるG・ヴァンナガートによると「生活保護（Fürsorge）」にとって、給付と反対給付との相関性は存しない。それは、（税法が一方的な徴収（Nehmen）であると同様に）一方的な付与（Geben）として現われる。それは、自己給付を前提としない他人による扶助である。それに対して、社会保険にとっては、相互的なギブ・アンド・ティク（Geben und Nehmen）が特徴的なのである⁽¹⁹⁾。社会保険と生活保護の相違はその「拠出」の有無にあるといえる。

またP・バドゥーラによると「戦後、基本権について深められた理解、および所有権保障の保護目的を実質面に（material）向けた新しい考察が、各人の給付にもとづく財産的価値のある公法上の法的地位を所有権に類似したものとして承認することもたらした。この流れに、連邦憲法裁判所も、一般的には公法上の法的地位の所有権保護のために、また個別的には社会保険法上の権利と期待権のためにしたがったのである⁽²⁰⁾。」

さらにH-J・パピーアによると「14条は、その利益が私法上の領域に帰属するか公法上の領域に帰属するかに關係なく、自己の労働と給付により獲得した財産的価値のあるその利益

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

についての状態(Bestand)を各人に保障する。この基本的な考え方にもとづくと、自己の資本かつ労働の投資により『獲得した』社会保険法の領域における法的地位を基本法14条の意味における所有権として評価することは容易に理解できる⁽²¹⁾。

このように社会保険において「拠出」が重要であることは、さらにまたW・ライスナーによても「自己の給付の持ち分が高ければ高いほど、憲法上本質的な人的関連〔受給できる関連〕が強く生ずる⁽²²⁾」と指摘される。

判 例

つぎに連邦憲法裁判所は、社会保険における「拠出」の位置づけについていかなる態度を示しているか。社会保険についての判例として有名な「年金調整判決」によると、「立法府の形成の自由は、年金請求権または年金期待権が被保険者の自己給付という負担分(Anteil)の個人的関係により具現化される程度において制約を受ける。このかぎりにおいて、この負担分の額の高さに、憲法上のより厚い保護が対応する⁽²³⁾」のである。つまり拠出額が高ければ高いほど年金の額は高いのである。

また年金保険に関するその後の判決によると「連邦憲法裁判所は繰り返し判示してきた。すなわち、どの範囲まで立法府が所有権保障にもとづく地位の内容と限界を画定してもよいのかという問いは、どの範囲まで所有権者はそのような地位を自己給付により獲得してきたかということに無関係に答えることはできない。請求権の根拠となる自己給付の負担分が高ければ高いほど、憲法において本質的な人的関連、およびこの関連により所有権保障のために主要な根拠がいっそう強くなる⁽²⁴⁾」のである。

さらに失業保険に関する判決によると「給付と保険料のそれぞれの総額の間には、それゆえに総体的な代償関係がある。危険保険としての失業保険の本質はつぎのことにある。すなわち、各人の保険料は、各人が給付の担保のために必要とされるものよりも高くないということである。もちろん請求権の根拠となる自己給付の負担分が高ければ高いほど、憲法において本質的な人的関連はいっそう強くなり、そしてこの関連により所有権保障のために主要な根拠もいっそう強くなる⁽²⁵⁾」。

このような学説・判例からかんがみると、「拠出」は、社会保険の保障を考えるうえにおいて重要なものである。それでは、このような「拠出」と立法府の裁量との関係はどうなのか。すなわち、国民が拠出した額(拠出金)は絶対的なものであり、立法裁量による制約を受けないのである。このことについて、つぎに学説・判例のいうところによって考えてみたい。

(b) 「拠出」と立法裁量との関係

「拠出金」が絶対的な保護を受けるのかどうかについては、保険料の返還規定(§1303 RV O)に関連して争われた。

学 説

このような返還について、H-J・アイネムはつぎのようにいう。「被保険者の自己給付は、

もっぱら第三者が被保険者のために保険料を支払っているとき、疑わしいように思われる。表面的に考察するならば、国家またはその他の第三者による保険料の支払いは、扶助義務 (Fürsorgepflicht) の遂行においておこなわれ、この結果、保険料のこのような支払いにもとづく年金請求権は基本法14条の保護を受けない、ということが推定されよう。しかし、正確にいうと、被保険者が保険料の支払いに関与したかどうかということが重要であるのではない。むしろ決定的に重要なことは、社会給付の請求権が、たとえば社会扶助の請求権のように、国家によりある意味で『容認されたものとして (vergönnungsweise)』保障されているのか、あるいは、被保険者がこのために労働または職務の遂行という形態により対応する給付 (Gegenleistung) を提供したのか、すなわち被保険者がいわば保険料の支払いに第三者を通して貢献したのか、ということである。ライヒ保険法1227条1項1文6号または7号による被保険者は、〔保険料を支払う義務のある職業に就いてないが〕兵役または代役奉仕の遂行により公共のための義務を履行したのである。それゆえに年金保険の範囲内における請求権には、自己の給付が同等のものとして対置する⁽²⁶⁾。「保険料返還請求権を保険料の半額に限定し、あるいは一定の場合にその請求権を完全に否定 (Ausschlu) する現行規定は、いずれにせよ、比例的でない (unverhältnismäßig) ことが、と同時に、基本法14条を侵害することが明らかである⁽²⁷⁾」。

またK・ジーべキングは、外国人に対してなされた保険料の半額（すなわち自己が拠出した分）の返還に関連してつぎのようにいう。「保険料の返還の額についての立法を歴史的に分析すると、保険料の返還は、所有権として保護される法的地位に対しそのように広範囲に及ぶ介入 (Eingriff) を正当化しうる理由をもたないことが明らかになる。1889年の立法のさくに明らかにされた——現在基礎となっている年金保険制度に転用されている——観点が今日でも適切な衡量の基準としてもちいられるならば、このことは、支払った保険料の半額しか総額として返還されないというように広くおこなわれる侵害を正当化することはできないであろう。その理由は、被保険者の年金保険からの脱退をもたらすものではないことであり、年金保険機関により負担されるべき危険の保障範囲は、保険料の返還を保険料の半額に限定することを正当化できない。いかなる重要な法益がその半額の返還により保護されるべきなのか、またいかなる重大な危険がその半額の返還により必然的に防止されなければならないのかは、明らかでない。ライヒ保険法1303条1項の現行の法律規範は、したがって、過度の禁止という法治国家的原理への違反のゆえに、とりわけ、許される侵害範囲の限度を超えることにより信頼原則かつ比例原則を侵害することのゆえに、違憲と見なされるべきである⁽²⁸⁾」。

判例

つぎに連邦憲法裁判所は、このような「拠出分」の侵害について、保険料の返還が争点になった事件において判断を示している。その年金保険に関する判決は「期待権発生期間を満

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

たしたのちに保険料を返還することを定める現行規定は、その金額について相当でない。この規定は、雇用者が〔義務的〕被保険者の労働関係に配慮してこの被保険者の保障のためのみに支払った保険料を含むものではないし、さらにこの規定は、保険料の相当な利子についても定めるものでもない⁽²⁹⁾」という。この判決の趣旨について簡単に補足すると、保険料を返還する場合、その金額は、本人の支払った保険料額だけではなく、雇用者が支払った保険料額をも合計した額（利子を含む）でなければならないのである。

また、年金保険に関する別の判決はつぎのようにもいう。「ライヒ保険法1303条1項1文により保険料の半額を返還することについては、外国で生活する外国人のために、彼らの奪われた保険による保護（Versicherungsschutz）を同様の新たな老齢保険で代用する機会を与えないし、また保険料を任意に支払うことによりこの新たな保険を強固にする機会も高齢者に与えるものではない⁽³⁰⁾」。

しかしその後、連邦憲法裁判所はつぎのような判断をくだしている。すなわち「法定年金保険における通常の給付である保険料の返還請求権または返還期待権が基本法14条1項により保護されることについて、未だに判断が下されていないし、この手続きについても未解決である⁽³¹⁾」と判示しつつも、「憲法上の意味における所有権とは、支払われた保険料の半額を求める返還請求権または返還期待権のみである⁽³²⁾」と判示する。

これらの学説・判例からかんがみると、雇用者の支払った額はともかく、少なくとも、自己の支払った保険料については侵すことのできないものといえる。なおこのことは、社会保険制度上「社会保険給付請求権」を拠出した額の合計以下に引き下げてしまうことが憲法理論上許されないということである⁽³³⁾。それゆえに、この「拠出」として考えられる金額もまた、立法裁量にとって絶対的な限界のひとつといえる。

（三）「生活保障」

最後に、立法裁量の限界について考える場合、この「生活保障」の視点が重要である。すでに本節（一）で若干触れたことからも明らかであるが、学説・判例をさらに少しみていきたい。

（a）社会保険における「生活保障」の位置づけ

学　説

G・ヴァンナガートによると「社会保険は、大多数の国民を、不安定な生活から、とりわけその労働能力の障害の結果から保護するものである。それは、特別な固有の保障形式を示す。その形式とは、社会保障におけるほかの形態——社会扶助（Sozialhilfe（Fürsorge））および援護（Versorge）——とは本質的に区別され、さらに、それは、本来の保険に共通する基盤を内包するにもかかわらず、私保険に対して多くの特徴を示す⁽³⁴⁾」。

またP・クラオゼによると「さらにその保護は、つぎのようなときは相当ではない。すなわち、それが、生活状況の変化とりわけ賃金と物価の水準を考慮しないとき、およびそのと

きどきの生業者のもつ労働能力の高さを考慮せずにあまりにも少ないまたはあまりにも過度の水準において確定されるとき、である。現行の年金法によると、保険による保護の核心 (Kernbestand) は、つぎのような安定を保障することのみにありうる。すなわち、年金保険における類型的な危険——このより厳密な画定は、社会的、社会政策的発展のなかではなされない——においては賃金代償給付が行われることである。そしてこの給付は、達成された生活水準にもとづき、およびそのほかにいくぶんかは保険料と保険期間に応じて現在の給付 (能力) に対応するものである⁽³⁵⁾」。

判 例

このように「生活保障」が社会保険の保障を考えるうえで重要なものであることは、前に若干指摘したように、連邦憲法裁判所の判決からも読み取ることができる。すなわち、先に取り上げた健康保険に関する判決によると「社会保険法上の地位を所有権保障の対象とするための前提は、社会保険法上の地位が財産的価値のある法的地位であることである。この地位は、一身専属的権利のように私的有用的に (privatnützlich) 権利者に認められる。またこの法的地位は、この地位が少なからぬ自己給付にもとづき、かつ権利者の生活保障の役にたつとき、所有権保障の保護をうける⁽³⁶⁾」。「社会保険法上の地位の所有権保障のための構成的特徴は、最後に、それが権利者の生活保障に役立つように画定されることである⁽³⁷⁾」。「社会保険法上の地位は、大多数の国民にとってその生活保障 (Daseinssicherung) の重要な基盤でありうる。とりわけ、長期に亘り保障される重要な給付が、被保険者がその給付を自己の生活上の保護のために考慮することができるように確定されたときには、である⁽³⁸⁾」。

また失業保険に関する判決によると「重要なことは、公法上の給付がその目的において権利者の生活保障に役立つように決定されたのか、という客観的な確定である。個人の必要ではなく、大多数の国民のための給付が生活上の保障に役立つという状況が、決定的に重要である⁽³⁹⁾」。

このような学説および判例からかんがみると、「生活保障」は、社会保険の保障 (「社会保険給付請求権」) を考えるうえで重要なものである。それでは、このような「生活保障」 (= 現在の生活水準) と立法裁量との関係はいかなるものなのか。このことについて、つぎに学説・判例のいうところから明らかにしたい。

(b) 「生活保障」と立法裁量との関係

学 説

「社会保障給付請求権」が要請する「生活保障」は立法府による裁量に対していかなる法的効果を有するのか。H-J・パピアによると「保険料の額は、……現在の被保険者の年金負担額 (Rentenlast) と現在の年金水準とにより確定されるのである。なおこの年金水準は、一般人の賃金水準に関わるがゆえに、国民総生産の (実際の) 増大と貨幣価値の低下とに対応するものである⁽⁴⁰⁾」。

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

またP・クラオゼによると「年金の算定方法および給付額の変更は、とりわけ法的地位の核心を尊重しなければならない。この核心の内容とは、いずれにせよ、各人の年金の額がその生活水準保障の機能にもとづき、保険料の算定において事実上または仮定上——任意保険や手工業者保険において——基礎となる個々人の収入にしたがい算定されること、ならびに一般的な年金水準は被保険者の収入と適切な関係において維持されることである⁽⁴¹⁾」。「立法府は、保険による保護請求権の核心を侵害することなく年金水準を新たに確定することも認められる。ただし年金がその確定により、賃金の損失の大部分を補償することの機能を喪失せず、さらに、年金改革以前と同様、単なる副収入（Zubrot）にならないかぎりにおいてである⁽⁴²⁾」。

このように、年金水準は、各人の生活水準に応ずるものであるが、国民経済の水準に応じかつ現役労働者の保険料額とともに確定されるといえる。

判例

それでは「社会保険給付請求権」が要請する「生活保障」の法的効果について連邦憲法裁判所はどのように判示しているか。

先に取り上げた健康保険に関する判決によると「とりわけ立法府は、請求権を現在獲得していない者の利益を将来的に社会国家的要請に応ずる方法で考慮することについて、過去において認められた給付請求権により妨げられることはない⁽⁴³⁾」。「同様にまた立法者は、まさに年金保険の領域において、公共の福祉の理由から、変化する時代の要請に対応する新たな規定を定めることができなければならない。そのさい、立法府は、社会政策的な変化およびそれと結びつく変化する利害状況、とりわけまたすべての被保険者の連帯共同体の負担能力、を考慮しなければならない⁽⁴⁴⁾」。

また先に取り上げた年金保険に関する判決は「最後に生計手当てと一時手当ては、権利者の生活保障に役立つものである⁽⁴⁵⁾」と判示しつつ、「所有権として保障された地位を侵害することになる規定は、それが公共の利益の理由により比例原則の考慮のもとで正当化される場合には、許される⁽⁴⁶⁾」とも判示する。

このように、社会保険の目的は「生活保障」にあるといえるが、この「生活保障」水準は、国民総生産や現在の労働世代の総収入などにより確定されるものである。したがって、これまで論じてきた「最低限度の生活」と「拠出」とは異なり、このような生活水準の確定に関し立法府の裁量が広く認められることは否定しえない。しかし、社会保険給付額の引き下げ措置に対し〔ある意味で〕絶対的な基準であった「最低限度の生活」や「拠出」とは異なるが、この「生活保障」は、その立法府の裁量の限界について考えるために必要な視点（基準）といえることは否定できない。

（四）小結

以上本節において、立法府の裁量といえども、「社会保険給付請求権」を制約することでの

きない——社会保険給付額をこれ以上引き下げる事のできない——(絶対的な)限界について考えてきた。ここで確認すると、この限界に関しては、「最低限度の生活」と「拠出」の観点が絶対的な限界としてまず考えられる。しかしその立法裁量の限界について考えるための重要な観点は、実際には「生活保障」である。社会保険給付額を引き下げる事のできる立法裁量の限界の画定とは、すなわちこの「生活保障」水準の確定である。さらに言い換えると、その限界の画定とは、社会国家または福祉国家にふさわしい(年金生活者を含む)国民の生活水準として憲法が規範的に要請する水準を確定することである。つぎの節においては、この水準はどのように画定されるのか、とりわけ画定の方法について考えていただきたい。

注

- (1) はじめに：注(2)参照。
- (2) 桶口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集〔第3版〕』(1994年3月) 181頁。
- (3) Ingo von Münch und Philip Kunig, Grundgesetz-Kommentar, Bd.1. Präambel bis Art.20, 4.Aufl., 1992, S.1047
- (4) Von Mangoldt/Klein/Stark, Das Bonner Grundgesetz, Bd.1, 3.Aufl., 1985, Art.1 Abs.1, Rdnr.24.
- (5) Rolf-Ulrich Schlenker, Soziales Rückschriftenverbot und Grundgesetz, 1986, S.91.
- (6) BVerfGE.40,121 [133].
- (7) BVerfGE.82,60 [85]. ちなみにこの判決については、すでに判例評釈がある。岩間昭道「所得に応じた児童手当の削減と最低生活費非課税の原則」自治研究69巻4号(1993年4月) 133頁以下参照。
- (8) Georg Wannagat, Lehrbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.1, 1965. S.25.
- (9) R-U, Schlenker, a.a.O., S.93.
- (10) R-U, Schlenker, a.a.O., S.93. Anm.8.
- (11) Jürgen Spinnarke, Soziale Sicherheit, 7.Aufl., 1993. S.40.
- (12) さらに、vgl., Hans F. Zacher, Einführung in das Sozialrecht der Bundesrepublik Deutschland, 2. Aufl., 1983, S.20.
- (13) BVerfGE.40,121 [136].
- (14) BVerfGE.61,18 [27].
- (15) BVerfGE.69.272 [303].
- (16) Ebenda.
- (17) BVerfGE.76,220[237]. ちなみに、「一時手当て」は、雇用政策のひとつとして支給される一時的な生活費であるが、その財源は年金保険から支出される。まえに失業保険の事例として取り上げた(はじめに注(2)参照)が、年金保険のそれとして取り上げるべきであった。ここに訂正する。
- (18) はじめに：注(1) 参照。
- (19) G. Wannagat, a.a.O., S.32.
- (20) Peter Badura, Eigentumsordnung, in: Sozialrechtsprechung. Verantwortung für den sozialen Rechtsstaat. Festschrift zum 25jährigen Bestehen des Bundessozialgerichts, Bd.2, 1979, S.684.
- (21) Hans-Jürg Papier, Verfassungsschutz sozialrechtlicher Rentenansprüche,-anwartschaften und -“erwerbsrechtfertigungen”, VSSR 1(1973), S.35f.

「社会保険給付請求権」の法的作用（一）

- (22) Walter Leisner, Eigentum, in : Josef Isensee und Paul Kirchhof(Hrsg.), Handbuch des Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd.VI, 1989, S.1069.
- (23) BVerfGE.53,257 [293].
- (24) BVerfGE.58,81 [112].
- (25) BVerfGE.76,220 [236f.]
- (26) Hans-Jörg von Einem, Die Verfassungswidrigkeit der Beitragserstattungsvorschriften(\$1303 RVO), ZfS 1986, S.329.
- (27) H.-J. v. Einem, a.a.O., S.332.
- (28) Klaus Sieveking, Die Erstattung von Rentenversicherungsbeiträgen an Ausländer, 1988, S.131f. さらに vgl., ders, Die Erstattung von Rentenversicherungsbeiträgen, NJW 1988, S.246ff.
- (29) BVerfGE.51,1 [29]. さらに, vgl., NJW 1978, S.2295ff.
- (30) BVerfGE.51,356 [364f.]
- (31) NJW 1988, S.250f.
- (32) Ebenda.
- (33) 「社会保険給付請求権」を拠出した総額以下に引き下げることが憲法理論上許されないということは、あくまで社会保険制度上のことである。つまり、年金請求権を例にあげていうと、一定の保険年数により年金請求権を獲得した者は、退職後一定の年金生活年数(平均寿命により算定される)において受ける年金額の合計が、自己が拠出した保険料の合計額以上のものを受けうることをその制度の中核にすると見えるということである。拠出した総額の返還をつねに各人が任意に請求できることではない。はじめに注(1) 参照。
- また「拠出」の内容について考えてみると、雇用者は保険料を負担することがあるが、雇用者は被用者のために負担するのであり、その負担されたものは被用者の負担する保険料と考えてよいと思われる。そうでないと、保険料の返還の問題が生じたときには、雇用者が負担した保険料については雇用者に返還することになるのではないか。
- (34) G. Wannagat, a.a.o., S.1.
- (35) Peter Krause, Eigentum an subjektiven öffentlichen Rechten, 1982, S.164f.
- (36) BVerfGE.69.272 [300].
- (37) BVerfGE.69.272 [303].
- (38) Ebenda.
- (39) BVerfGE.72.9 [21]. さらに, vgl., BVerfGE.76,220 [235].
- (40) H.-J. Papier, a.a.O., S.47.
- (41) P. Krause, a.a.O., S.187.
- (42) P. Krause, a.a.O., S.187f.
- (43) BVerfGE.69.272 [304].
- (44) BVerfGE.69.272 [309].
- (45) BVerfGE.76,220 [237].
- (46) BVerfGE.76,220 [238].

(未完)